

## 3.都市計画手続きの流れ（予定）

都市計画素案の作成

市民の皆さんのご意見をお聴きするところ

令和6年4月頃

説明会

・・・都市計画の素案を説明します。

令和6年5月頃

公聴会

・・・都市計画の案の作成にあたり、住民及び利害関係人は意見を述べるすることができます。

都市計画案の作成

令和6年8月頃

案の縦覧・意見書の提出

・・・都市計画法第17条により、都市計画の案を2週間縦覧に供します。  
縦覧期間中、住民及び利害関係人は意見書を提出することができます。

令和6年11月頃

都市計画審議会（付議）

・・・都市計画法第19条により、都市計画審議会の議を経て決定します。

令和6年12月頃

都市計画の変更・告示

## 説明会の日程

日時	場所
令和6年4月19日（金）19時00分から	浜寺三光会館
令和6年4月20日（土）19時00分から	浜寺昭和小学校体育館

※ご来場については、公共交通機関等をご利用ください。

## 4.お問合せ先 9:00～17:30（ただし、土・日曜日、祝日は除く）

（事業・説明会に関すること） 連続立体推進課 TEL:072-228-7573 FAX:072-228-7139

（都市計画手続きに関すること） 都市計画課 TEL:072-228-8398 FAX:072-228-8468

南海電気鉄道南海本線附属街路  
の都市計画変更（素案）について

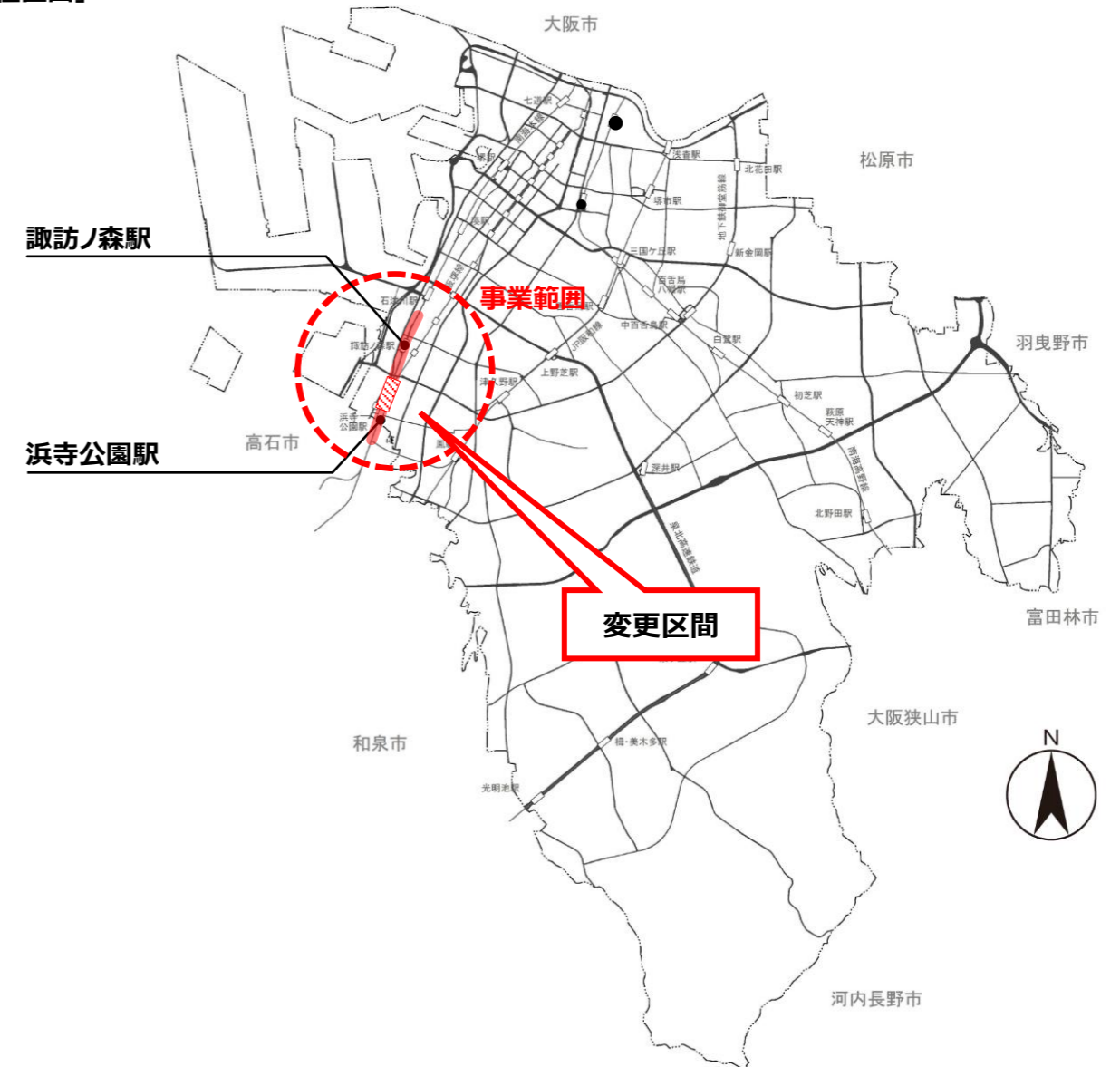
## 1.素案作成までの経緯

南海本線連続立体交差事業は、現在、仮線切替工事と鉄道高架化工事を進めています。

阪堺線は、南海本線と交差しており事業の影響を受けるため、休止期間が最小限となるように検討を行った結果、阪堺線を南海本線の西側から東側に移設することとなりました。移設に伴い、南海本線の沿線における日照確保や騒音の減少等、良好な居住環境の保全に必要となる附属街路（高架沿いの側道）を新たに計画しました。当区間を附属街路として整備することで、環境保全に加え、円滑な動線確保及び地区の津波避難経路の確保等に寄与します。

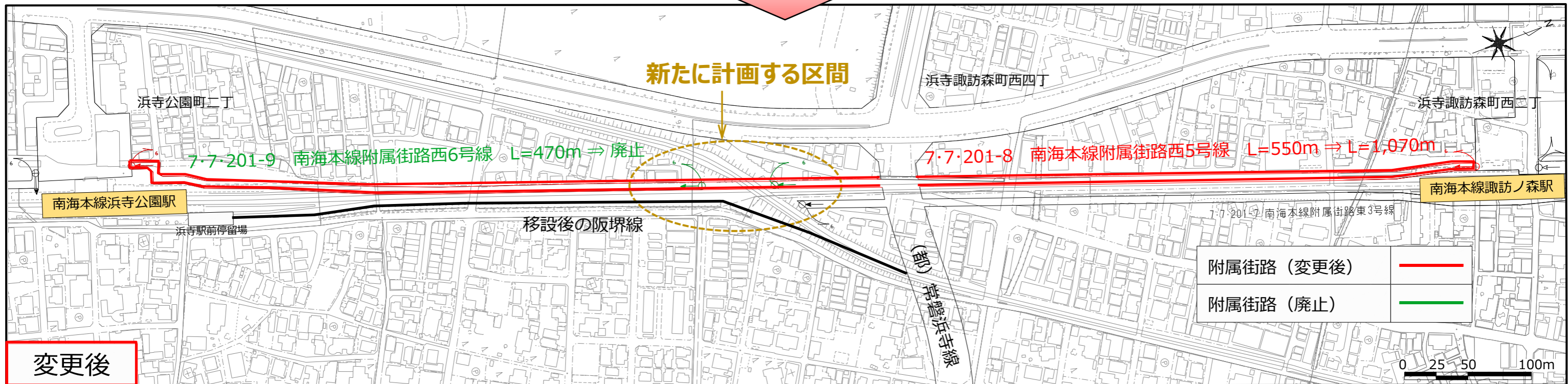
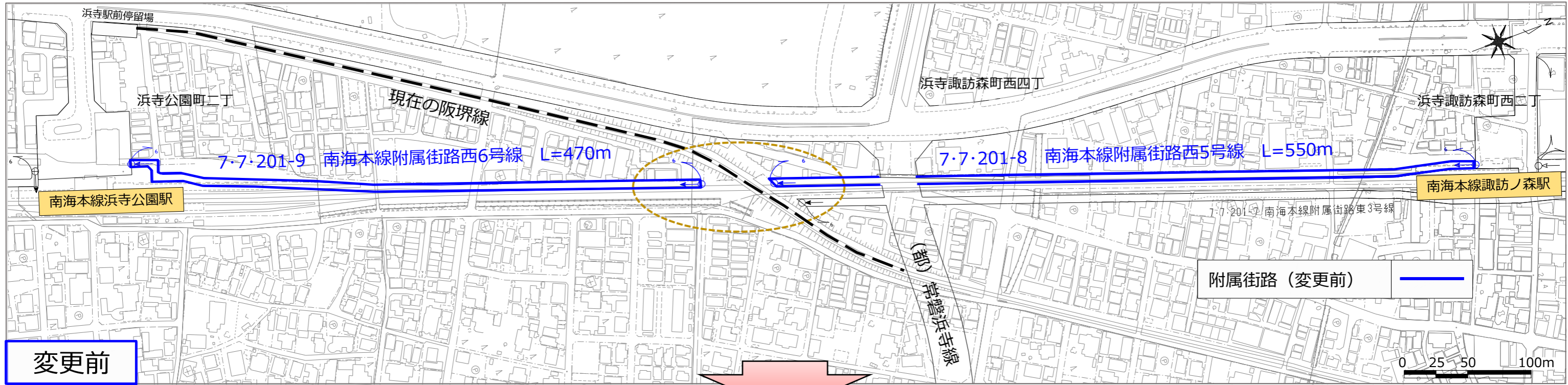
これらを踏まえ、このたび南海電気鉄道南海本線附属街路の都市計画変更（素案）を作成しました。

## 【位置図】



## 2.都市計画変更（素案）の内容

阪堺線を南海本線の西側から東側に移設することに伴い、南海本線附属街路西5号線の延長を変更し、南海本線附属街路西6号線は廃止します。



路線名	変更点	変更前	変更後	備考
南海本線附属街路西5号線	終点	堺市浜寺諏訪森町西四丁地内	堺市西区浜寺公園町二丁地内	種別（区画街路）、起点（堺市西区浜寺諏訪森町西二丁地内）、構造（地表式、幅員6m）は変更なし
	延長	約550m	約1,070m	
南海本線附属街路西6号線	延長	約470m	—	廃止